

令和6年11月26日

文部科学大臣 あべ 俊子 様

埼玉県知事 大野 元裕

就学支援金制度の拡充等に係る要望

埼玉県政の推進につきましては、日頃から格別の御支援と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

時代とともに多様化する教育へのニーズ、学校における働き方改革の推進、部活動の地域クラブ活動への移行など、学校を取り巻く環境は大きく変化しています。

こうした時代や環境の変化の中で、未来を創る全ての子供たちが意欲や能力に応じて力を発揮することができるよう、一人一人の状況に応じた教育を進めていく必要がありますが、学校現場は、教師を取り巻く環境の整備等において、様々な課題に直面しています。

また、私立学校は、建学の精神に基づく個性豊かで特色ある教育を行い、教育の振興及び発展に寄与していますが、公私間の教育費負担の格差は大きく、私立学校に修学する生徒の保護者は大きな経済的負担を強いられています。

県においても上記課題の解決に向け取り組んでいるところですが、国におかれましては、下記の要望事項について、特段の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 就学支援金制度の拡充

(1) 現状・課題等

高等学校の授業料については、就学支援金制度によって一定の年収の世帯まで負担軽減が図られているが、私立高等学校における就学支援金の支

給上限額は、年収約 590 万円未満の世帯まで 39 万 6 千円であり、令和 4 年度の全国の私立高等学校の平均授業料額 44 万 5 千円と大きく乖離している。

そのため、授業料が上限額を超える学校に通う世帯の負担や年収がそれ以上の世帯の負担、また施設費等の授業料以外の生徒納付金にかかる負担に対して、各自治体で上乗せ補助などを実施している状況である。

本県においては、年収約 720 万円未満世帯までを授業料の実質無償化の対象とするため、県内授業料の平均額である 40 万 3 千円まで授業料の上乗せ補助を実施し、さらに施設費等納付金や入学金など国が補助を行っていない負担についても補助を行い、保護者の負担軽減を図っている。

他方で、自治体独自に行われている保護者の負担軽減は、それぞれの財政上の制約から、居住している自治体間で大きな格差が生じており、保護者の負担に大きな差がある不公平な現状となっている。

(2) 要望項目

居住している自治体の財政上の制約によって保護者の負担に大きな差が生じている現状は不公平であるため、居住地によって差が生じないように、支給限度額の撤廃や所得要件の緩和、補助対象費用の拡大など就学支援金制度の拡充を図ること。

引き続き国の責任において就学支援金制度における全ての財源を確実に確保すること。

2 教職員定数の改善と柔軟な配置の促進

(1) 現状・課題等

多様化・複雑化する教育課題に対応し、新たな学びの実装化を通じて教育の質の向上を図るとともに、教師を取り巻く環境を抜本的に改善するため、学校の指導・運営体制の充実を推進する必要がある。

そのためには、基礎定数の算定基準を改善し、教員を安定的・計画的に確保することが必要である。また、地域や学校、子供たちの課題や実情等に応じて、柔軟に配置することが可能な加配定数については、更なる充実を促進していく必要がある。

小学校においては学級編制の標準が 35 人に引き下げられているが、中学校においてもきめ細かな指導体制及び安全・安心な教育環境の整備を進めるため、学級編制の標準を 35 人に引き下げる必要がある。

通級指導や日本語指導を担当する教職員の配置について、対象となる児童生徒数が少数の市町村に対しては十分な教職員配置が難しい状況にある。

不登校児童生徒をはじめ、児童生徒の心身の健康課題が多様化・複雑化する中、きめ細かく支援する養護教諭の重要性は年々増加している。

栄養教諭は、現状の定数算定基準では、県内の多くの小・中学校で 4 校に 1 人の配置基準となるため、配置できない学校が多くある。

(2) 要望項目

基礎定数も含めた教職員の定数算定基準の改善や、柔軟な配置の促進をすること。

中学校における学級編制の標準を 35 人に引き下げること。

通級指導や日本語指導などについて、十分な教員の配置を可能とする算定基準とすること。

児童生徒の心身の健康課題に対し、きめ細かく支援するため、養護教諭の複数配置基準の引下げを行うこと。

学校における食に関する指導の推進のため、栄養教諭を各校に 1 名配置できる配置基準とすること。

3 学校における働き方改革の推進のための教員業務支援員等の配置推進

(1) 現状・課題等

教員の負担軽減を図るためには、引き続き、多彩な外部人材を活用した支援体制が必要である。

令和 6 年 8 月 27 日に中央教育審議会総会において取りまとめられた『令和の日本型学校教育』を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について（答申）」の中では、教師を取り巻く環境整備について、国においても、その権限と責任に基づき、主体的に取り組むこととしている。

同答申においては、「引き続き、全ての小・中学校で教員業務支援員との

協働を通じた負担軽減が進むよう、教員業務支援員の安定的な確保のための環境整備と一層の連携・協働に向けた学校マネジメントの推進に取り組む必要がある」、「令和6(2024)年度に創設した副校長・教頭マネジメント支援員について、配置を充実し、副校長・教頭を魅力あふれる職に刷新するとともに、学校全体の運営改善を図っていく必要がある」としており、事業を進めていくにあたり、国からの全額補助又は補助率の引き上げを行うことが必要である。

(2) 要望項目

小・中学校・義務教育学校及び特別支援学校（小・中学部）の教員業務支援員及び副校長・教頭マネジメント支援員について、配置に係る費用の全額補助又は補助率の引き上げを行うこと。

4 学校部活動の地域クラブ活動への移行の環境整備

(1) 現状・課題等

国は、令和4年6月の「運動部活動の地域移行に関する検討会議提言」、令和4年8月の「文化部活動の地域移行に関する検討会議提言」を踏まえ、部活動の地域移行を令和7年度までに達成することとしていたが、その後、各自治体等の意見を踏まえて策定した令和4年12月の「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」では、地域クラブ活動への移行の達成時期の目標を設定しない方針とした。

また、地域の実情等に応じて可能な限り早期の実現を目指すことと示されたことで、具体的な地域クラブ活動への移行は自治体に委ねられることとなり、地域クラブ活動への移行の将来像がより不明確となっている。

さらに、地域クラブ活動への移行の実現に向けたスケジュールやその手順、財政支援の継続期間等についても、国は明確に示していないため、自治体からは不安の声が挙がっている。

国は、学校部活動が地域クラブ活動に移行されるまでの間、生徒の活動環境を確保するために、学校部活動において部活動指導員を積極的に活用するよう示している。地域の実情等に応じながら生徒にとって望ましい活動環境を整備するために、部活動指導員の雇用に係る補助単価の嵩上げや補

助対象経費（大会引率に係る旅費等）の拡充が求められる。

国はガイドラインにおいて、都道府県及び市区町村に、経済的に困窮する家庭の生徒の地域クラブ活動への参加費用の支援等の取組を進めるよう示しているが、地域における生徒の体験格差を生まないためには、国による経済的に困窮する家庭の生徒の参加費用の支援が求められる。

(2) 要望項目

学校部活動の地域クラブ活動への移行の将来像を明確にするとともに、その達成時期に係る具体的なスケジュールや手順について示すこと。また、財政支援の継続期間等についても併せて示すこと。

学校部活動が地域クラブ活動に移行されるまでの間、生徒にとって望ましい活動環境が整備できるよう、部活動指導員の人材確保に係る財政支援の拡充を図ること。

家庭の経済的な理由による生徒の体験格差を生まないため、経済的に困窮する家庭の生徒の地域クラブ活動への参加費用等について、財政支援を図ること。

5 遠隔授業における生徒数、教職員配置及び学習評価方法の弾力化

(1) 現状・課題等

高等学校においては、平成 27 年 4 月に学校教育法施行規則が一部改正され、多様なメディアを高度に利用して、授業を行う教室等以外の場所で履修させることができるようになった。

現在の制度では、高等学校における遠隔授業について、文部科学省通知「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行等について（通知）」（平成 27 年文科初第 289 号）により「同時に授業を受ける生徒数は原則 40 人以下」とされているため、受講を希望する全ての生徒に対して授業を実施できないことが想定される。

また、同通知で「単位認定等の評価は、当該授業を担当する教員たる配信側の教員が行うべきであること」として、授業の評価者を配信側の教員に限定していることは、配信側教員の負担となり、遠隔授業の導入の支障となる。

同時に授業を受ける生徒数の要件が緩和されることにより、多くの生徒

が遠隔授業による学習機会の充実の恩恵を受けるとともに、教員不足への対応策として一定の効果が期待される。

また、評価を行う者の要件を緩和し、受信側教員による学習評価が可能となれば、配信側教員の負担が軽減される。

さらには、遠隔授業の導入により、受信側の教員の授業準備の負担が軽減されるなど、教員の働き方改革の観点から大きな効果が見込まれる。

(2) 要望項目

高等学校において、「教科・科目充実型」の授業を行う際に「同時に授業を受ける生徒数は、原則として40人以下とすること」及び「単位認定等の評価は、配信側の教員が行うべきであること」としている要件を緩和すること。

6 学校給食費の無償化に向けた検討

(1) 現状・課題等

学校給食の実施に要する経費の負担については、学校給食法等で施設・設備に要する経費及び職員の人件費、光熱水費は学校の設置者が負担し、食材費は保護者等の負担とされている。

学校給食費の補助や無償化については、学校の設置者が法の趣旨を踏まえ自主的に判断ができるものとなっている。

令和5年12月22日に閣議決定された「こども未来戦略」では、学校給食費の無償化の実現に向けて、全国ベースの実態調査等を行った上で給食実施状況の違いや法制面等も含めた課題の整理を丁寧に行い、具体的方策を検討することとしている。

令和6年6月12日には、国が学校給食に関する実態調査の結果を公表し、今後、課題の整理を行うとしている。

物価高騰に伴い学校給食食材の価格が上昇する中、保護者の負担軽減のため、令和4年度及び令和5年度は一時的な措置として「コロナ禍における『原油価格・物価高騰等総合緊急対策』」において新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用できることとされた。

今後の物価動向が依然不透明である中、こうした一時的な措置ではなく、

国として学校給食に係る保護者等の負担増を回避し、地域間格差をなくすため抜本的に課題を整理した上で、具体的な方策を示す必要があるが、依然示されていない。

(2) 要望項目

「こども未来戦略」で国において示された学校給食費に関する課題の整理を実施し、地域間格差をなくすため、国において早期に学校給食費の無償化に向けた具体的方策を示すこと。

7 教育職員における障害者雇用の推進

(1) 現状・課題等

教育委員会の9割を占める教育職員について障害者雇用率を改善することが喫緊の課題となっている。(教育職員以外が18.20%、教育職員が1.13%(令和5年6月1日現在))

障害のある教育職員が勤務するには、障害のある教育職員をサポートするための人的支援や環境整備が必要となる。

人的支援としては、障害のある教育職員に対する業務全般のサポートを行うスタッフの雇用、実技を伴う特定の教科指導が負担となっている教員に代わり指導する教員の配置などが挙げられ、これらに係る国による財政措置や制度的措置が必要である。

環境整備としては、バリアフリー・トイレやエレベーターなどの施設改修、ICT機器等の機器整備が求められ、これらに係る国による財政措置が必要である。

教育職員の雇用率を改善するには、障害のある教員の育成を推進する必要があるが、障害のある教員免許状取得者は極めて少ない現状がある。

そのため、障害のある者が教員を目指す上でどのような課題を抱えているか引き続き実態を把握するとともに、その課題の解消に向けた取組が教職課程を有する各大学等において適切に行われるよう働き掛けるなど、障害のある教員免許状取得者の増加に国として取り組む必要がある。

また、こうした現状に鑑み、障害のある教員免許状取得者数を増加させるための措置と併せて、実態に応じた障害者雇用制度の在り方を検討するこ

とが必要である。

(2) 要望項目

【財政措置・制度的措置関係】

障害のある教育職員の負担を軽減するため、人的支援に係る財政措置及び制度的措置を講じること。

障害のある教育職員が働きやすい学校環境を整備するため、施設改修及び機器導入に係る財政措置を講じること。

【教員養成関係】

障害を有する者が教員を目指す上で抱える課題の解消に向け、教職課程を有する大学等への働き掛けを行うなど、障害のある教員の育成を推進すること。

【障害者雇用制度関係】

教育職員における障害者雇用の実態に鑑みた制度の在り方を検討すること。